

令和3(2021)年度栃木県ブランディングデジタルプロモーション業務委託 仕様書

1 件名

令和3(2021)年度栃木県ブランディングデジタルプロモーション業務

2 委託期間

契約締結の日から令和3(2021)年10月29日(金)まで

3 契約金額の上限

20,751,500円(消費税及び地方消費税を含む。)

4 事業の目的

栃木県の地域活性化及び地域経済の維持・発展のためには、県産品の販路開拓、観光誘客、移住定住の促進が必要であり、本県では、その方策の一つとして栃木県のブランド力向上に取り組んできた。

しかしながら、当該取組の成果指標とした民間調査会社の発表する「地域ブランド調査」の2020年魅力度順位では、調査開始以来初の最下位という結果となり、県の取組そのものの成果を問われる状況に陥った。この結果は世の中の注目を集め、マスメディアでの栃木県の露出が増えるなど、思わぬ効果も生んだ。

そこで、本事業は、全国的に注目度の高まったこの状況を好機とするため、本県の魅力的な観光地や県産品が「栃木県」と結びついていないことが魅力度最下位となった原因であるという仮説に立ち、栃木県の魅力ある地域資源の認知向上を図り、栃木県が優れた価値を提供していると広く認識させることを目的として実施する。

具体的には、マーケティング発想によりウェブ広告を活用し、全国に効果的かつ効率的なデジタルプロモーションを展開し、2021年の「地域ブランド調査」魅力度順位での最下位脱却を狙う。

また、事業実施期間中の各種指標データの収集・分析を行い、セグメンテーションとターゲティング、ポジショニングの最適化及びインサイトの探求を進め、PDCAサイクルを機能させ、今後の施策に反映することも目的とする。

5 委託概要

受託者は、令和2(2020)年度栃木県ブランディングデジタルプロモーション業務(以下、「2020年度事業」という。)を発展的に継承し、(株)ブランド総合研究所の実施する「地域ブランド調査」の調査設計等を十分に理解し、業務ごとの検証スキームを明示した上で本事業を実施すること。これに必要な「2020年度事業」の内容とその収集データ及び栃木県の保有する「地域ブランド調査」のデータ等は受託者決定後に栃木県から提供する。

具体的な実施内容については、企画提案のあった内容を基に栃木県と協議の上、別途委託契約書に定める「事業計画書」において、事業スキームや広告配信時期も含めた委託事業全体スケジュール等を盛り込んで決定する。

6 ターゲット及びウェブ広告配信実施時期

次のとおりとする。ただし、目標を達成するための広告種類別のターゲットの分類や比重、実施時期の具体的な配信設定については、受託者が各種現状分析を行い、事業効果を最大化する観点から下記「7 業務内容(1)、(2)」に係る「広告運用計画」を提案し、栃木県と協議の上で決定するものとする。

(1) ターゲット

日本国内に居住する20～70歳代の男女

(2) ウェブ広告配信実施時期

「地域ブランド調査」の調査期間（例年6月中旬～7月中旬）前

7 業務内容

(1) YouTube等を活用した動画広告配信・ウェブサイト誘導業務

ア 2020年度事業で制作した動画複数本を使用し、ターゲット（エリア・年齢・性別・インサイト等）を選定の上、「TrueViewインストリーム広告※1」等により認知向上及びウェブサイト誘導を目的とした広告配信を行うこと。

イ 広告からの誘導先は、栃木県の指定するウェブサイトを前提とする。また、目的達成のため改善が必要とされる場合には、その機能やコンテンツの強化内容を提案すること。

ウ 広告経由の動画の視聴回数は、合計で250万回を下限とし、これを達成した後ににおいても事業目的達成のための広告配信最適化を図り、事業を実施すること。

エ ウェブサイト誘導においては現状分析から目標誘導数を設定し、「Call to Action オーバーレイ※2」等を活用し、目標達成が図られるよう工夫すること。

オ 誘導先のウェブサイト内でユーザーのコンバージョン指標として相応しいものを併せて設定すること。

※1 TrueViewインストリーム広告：ユーザーが、動画広告をスキップせずに30秒以上か最後まで（いずれか早い方まで）視聴するか、その動画広告を操作すると、そのいずれかが最初に発生した時点で、動画の視聴回数が1回追加される広告。

※2 Call to Action オーバーレイ：動画再生画面上で指定した外部サイトへのクリックを促す設定。

(2) ウェブサイト掲載コンテンツ作成及びウェブサイト誘導を目的とした広告配信業務

ア 栃木県の指定するウェブサイトに掲載するため、「6 ターゲット及びウェブ広告配信実施時期」の広告運用計画で定めたターゲットへの訴求力の高い観光地や県産品といった本県のUSP（Unique Selling Proposition）となる地域資源を取り上げた記事を2本以上作成すること。

イ 記事は、取材を原則に作成すること。内容は画像及びテキストからなるものとし、画像を多用する著名な「とちぎ未来大使※3」を起用するなど工夫を凝らし、ターゲットの興味関心を喚起する内容とすること。なお、出演者等とその内容については栃木県と協議の上で決定するものとする。

ウ 作成した記事の掲載に当たっては、必要なバナー制作等を実施し、栃木県が指定するウェブサイトの管理運営受託者と連携しながら、記事公開に際して支障が生じないように留意して作業を進めること。

エ 上記で作成した記事への誘導を目的とし、広告運用計画で定めたターゲットに向けて、ウェブサイトや各種アプリケーション等の広告枠に表示される画像・テキスト広告（以下、「ディスプレイ広告」という。）を実施すること。

オ 広告を掲出するプラットフォーム（Google Display Network、Yahoo!ディスプレイアドネットワーク等）は、ユーザー層の違いや対象となる市場及びターゲットへの広告到達確度、配信単価等を総合的に勘案し、事業効果の最大化を図るため最適と考えられるものを選択、または組み合わせることにより、広告を配信すること。

カ 広告の配信先については、ターゲット層のデジタルデバイスの保有・使用状況等を踏まえ、適切なバランスで設定すること。

キ ディ스플레이広告に掲出する画像又はアニメーション（以下、「クリエイティブ」という。）は、ターゲットとなるクラスターに応じて、趣向や素材及びコピー等が異なるものを複数パターン作成（パターンごとの必要なサイズ展開も含み、異サイズ展開はパターンの計数に含まない）し、配信すること。また、広告配信状況に応じて2週間に1回程度のクリエイティブの差し替えを行うものとし、広告効果の改善に努めること。また、広告を配信するデジタルデバイスの選択と合わせて、広告が最適に表示されるよう、適切なサイズのものを必要に応じて作成すること。

ク クリエイティブの作成にあたっては、効果的にターゲット層の行動を呼び起こし、委託期間全体を通じて広告効果が最適化されるよう、A/Bテストの手法を取り入れ、USPの見極め及びクリエイティブの質の向上を図ること。

ケ ディ스플레이広告経由のサイト誘導数は合計で10万回を下限とし、これを達成した後においても事業目的達成のための広告配信最適化を図り、事業を実施すること。

コ 誘導先のウェブサイト内でユーザーのコンバージョン指標として相応しいものを併せて設定すること。

※3 とちぎ未来大使：県内外で活躍し、栃木県に深い愛着を持ち、栃木県の魅力や実力の積極的な情報発信等を行う方々

(3) 効果測定及び報告業務

ア 効果検証のスキームについて、概要や考え方を企画提案書に具体的に記載し、これらを基礎資料として、栃木県と協議の上で決定するものとする。

イ 本事業について、ウェブサイトの閲覧回数、広告の表示回数、動画の視聴回数、閲覧者・視聴者の属性（年齢、地域、特性等）等を、動画からのサイト誘導状況等を分析しながら、定期的かつ栃木県の求めに応じて報告するとともに、ターゲット

ングの変更、絞り込み等の改善策を栃木県と協議の上で実施すること。

ウ 広告配信開始1週間程度を目安に、原則として対面によるミーティングを実施し、広告結果の報告と運用の見直し等についての提案を行うこと。その後は2週間に1回以上隔週レポートとして広告の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法及び結果等を提出すること。なお、ミーティングを対面で行う場合は、原則として発注者の所在地にて実施すること。

エ 広告配信完了後に、広告及びウェブサイトについて、STP分析の仮説やメディアプランニング等を評価する視点を取り入れたアクセス分析を行い、事業の結果分析及び今後の展開について改善提案を盛り込んだ「分析結果報告書」を、速やかに提出すること。

(4) 留意事項

ア 本事業の実施に当たっては、関係法令を順守し、栃木県と協議を重ねながら、適正に履行すること。

イ 別紙1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に記載の業務を実施すること。

ウ 各業務上で必要となる観光地・観光関連施設管理者・商店等へのアポイントメント、取材や動画及びウェブ等への掲載許諾などは、全て受託者の責任において行うこと。

エ 本仕様書により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て栃木県に移転すること。

オ 成果品に関する著作権肖像権等の権利は栃木県に帰属するよう整理すること。

カ 受託者は、栃木県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。

キ 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

ク 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

ケ 本事業の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。

コ 事業実施のための個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

サ 栃木県は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。

(5) その他

ア 本事業に係るアポイントメント、調整、撮影、編集・校正、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て当初委託金額に含むこと。

イ 見積書や請求書において、「広告バナー・サイトコンテンツ等制作費」、「広告配信費」、「分析レポート費」を別立てで計上し、積算すること。

ウ 動画共有サービスのIDやパスワードを栃木県に開示し、譲渡すること。

エ 各業務の詳細について栃木県と協議の上で決定し、進捗状況を綿密に報告すること。

オ 本事業の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、栃木県が承諾した場合はこの限りでない。

8 成果品

(1) 提出物

ア 実績報告書（A4判）紙媒体 5 部及びUSBメモリ 1 個

イ 制作したクリエイティブを収めたUSBメモリ 1 個

(2) 提出場所

栃木県総合政策部総合政策課

(3) 提出期限

令和 3 (2021) 年10月29日（金）

9 総括責任者

受託者は、本事業の実施に当たり、十分な経験を有するものを総括責任者として定めなければならない。また、企画提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。

10 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結時に速やかに提出するもの

ア 「5 委託概要」の事業計画書

イ 「6 ターゲット及びウェブ広告配信実施時期」の広告運用計画

ウ 総括責任者通知書

エ その他、栃木県が業務確認に必要と認める書類

(2) 事業完了後に速やかに提出するもの

ア 完了届

イ 「7 業務内容(3) 効果測定及び報告業務」の分析結果報告書

ウ その他、栃木県が業務確認に必要と認める書類

11 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは栃木県と受託者が協議の上で定めるものとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。